



法人事業税の減免に関するQ & A

Q&Aもくじ

1 対象法人

- Q1-1 減免の対象になる中小企業者とは具体的にどのような法人ですか。
- Q1-2 いつの時点で、中小企業者かどうかの判定をしますか。
- Q1-3 他県に本店を有する法人でも、減免の対象になりますか。
- Q1-4 他県の事業所等に設備を設置した場合は、減免の対象になりますか。

2 特定地球温暖化対策事業所等

- Q2-1 減免の対象とならない特定地球温暖化対策事業所等には、どのような事業所が該当しますか。
- Q2-2 特定地球温暖化対策事業所等に該当するか否かの判定は、いつの時点で行うのですか。

3 導入推奨機器

- Q3-1 省エネルギー機器であれば、どのメーカーのものでも減免の対象になりますか。
- Q3-2 指定されている導入推奨機器と同等の性能を持つ機器を取得しましたが、型式番号が一致しません。この場合、減免の対象になりますか。
- Q3-3 エアコンディショナーについて、室内機と室外機のセットの型式番号が導入推奨機器に指定されていますが、納品書等は室内機・室外機のそれぞれ個別の型番で発行されています。この場合、減免の対象になりますか。
- Q3-4 いつの時点で導入推奨機器に指定されていれば良いのですか。
- Q3-5 機器指定の効力発生日について、教えてください。
- Q3-6 導入推奨機器の指定が取消された場合の減免の取扱いはどのようになりますか。
- Q3-7 導入推奨機器として型式番号が指定された各設備には、どのような付属設備が含まれますか。
- Q3-8 設備を取得・設置した時点で、都税事務所に届出をする必要がありますか。

4 対象設備

- Q4-1 対象設備を取得しましたが、他の者に貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。
- Q4-2 所有しているビルに省エネ設備を設置し、賃貸スペース（賃貸ルーム等）を個々のテナントに貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。
- Q4-3 他の者が使用していた対象設備を譲り受けました。この場合、減免の対象になりますか。
- Q4-4 リースを受けた設備であっても、減免の対象になりますか。
- Q4-5 法人税法施行令第131条の2第3項の規定により、所有権移転外リース資産につき賃借料として損金経理をした場合は、減免の対象になりますか。
- Q4-6 一括償却資産や少額減価償却資産も減免の対象になりますか。
- Q4-7 10万円未満の設備を複数設置し、あわせて10万円以上となる場合は減免の対象になりますか。

5 取得価額の範囲

- Q5-1 設備の取得価額の範囲について教えてください。
- Q5-2 店舗併用住宅に設備を設置し、事務所と住宅の双方で使用している場合の取得価額の範囲を教えてください。
- Q5-3 導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）の設置工事と併せて、分電盤の取替え工事を行った場合の取得価額の範囲を教えてください。
- Q5-4 導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）と、指定のない一般のエアコン（その他の設備）を同時に同一の事業所等に設置した場合の取得価額の範囲を教えてください。
- Q5-5 取得価額の算定における消費税の取扱いについて、教えてください。

6 減免を受けられる事業年度と減免額

- Q6-1 どの事業年度の事業税額から減免するのですか。
- Q6-2 減免を受けられる申告の種類を教えてください。
- Q6-3 当期に対象設備を導入しましたが、欠損のため当期の事業税額がありません。翌事業年度の税額から減免を受けることは可能ですか。
- Q6-4 減免額の計算はどのように行うのですか。
- Q6-5 取得事業年度に減免しきれなかった額を含め、翌事業年度の減免額の計算はどのように行うのですか。
- Q6-6 減免決定後に更正・修正申告により事業税額が変更した場合、減免額も変わりますか。
- Q6-7 事業年度の月数が12月に満たない場合、減免限度額等は月数あん分するのですか。
- Q6-8 減免申請をした事業年度は、減免申請額を除いた事業税額を納付すればよいですか。

7 減免と地球温暖化対策報告書等の提出

- Q7-1 減免を受けるために、提出すべき地球温暖化対策報告書等の種類を教えてください。
- Q7-2 報告書等を提出すべき年度、提出先、提出期限を教えてください。
- Q7-3 減免を受けるためには、どの年度の報告書等を提出していればよいですか。
- Q7-4 報告書等の提出対象とならない事業所等である場合、減免申請には何を添付したらよいですか。
- Q7-5 減免を受けるためには、どの事業所等の報告書等を提出していればよいですか。

8 減免申請手続

- Q8-1 減免申請の手続や添付資料について教えてください。
- Q8-2 減免未済額がある場合は、翌事業年度等で減免申請を行わなくても、減免を受けることができますか。
- Q8-3 減免未済額の減免申請を行う場合の添付資料について教えてください。
- Q8-4 前事業年度で対象設備を取得したのですが、減免申請を行っていません。今期、減免申請することはできますか。

9 その他

- Q9-1 他の優遇措置と同時に減免を受けることは可能ですか。
- Q9-2 補助金等の交付を受け、圧縮記帳を行っている場合、当該対象設備の取得価額の計算方法はどうになりますか。
- Q9-3 減免を受けた事業年度の修正申告書の書き方について教えてください。
- Q9-4 減免を受けた事業年度の翌期の予定申告の方法について教えてください。

1 対象法人

Q1-1 減免の対象になる中小企業者とは具体的にどのような法人ですか。

A1-1：法人事業税の納税義務者のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人※をいい、保険業法に規定する相互会社を除きます。

なお、外形法人や通算法人、大法人の100%子法人であっても、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であれば、減免の対象となります。

※ 株式会社、（特例）有限会社、合名会社、合同会社、合資会社、医療法人、宗教法人、公益法人、人格のない社団や財団 など

Q1-2 いつの時点で、中小企業者かどうかの判定をしますか。

A1-2：各事業年度終了の日の現況により、中小企業者であるかどうかの判定を行います。対象設備を取得した事業年度と減免を受ける事業年度とが異なる場合は、いずれの事業年度の終了の日においても中小企業者であることが、減免の要件となります。

Q1-3 他県に本店を有する法人でも、減免の対象になりますか。

A1-3：他の道府県に本店を有する法人であっても、東京都内の事業所等に対象設備を設置した場合は減免の対象となります。

Q1-4 他県の事業所等に設備を設置した場合は、減免の対象になりますか。

A1-4：この減免制度は、東京都内において中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するために、東京都が独自に実施するものであり、東京都以外の道府県の事業所等に設置した設備は減免の対象とはなりません。

2 特定地球温暖化対策事業所

Q2-1 減免の対象とならない温室効果ガス総量削減義務のある特定地球温暖化対策事業所等には、どのような事業所が該当しますか。

A2-1：温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所（前年度使用エネルギー量が3年連続1,500kI以上の事業所）が該当します。特定地球温暖化対策事業所等に対象設備を設置した場合は、減免の対象なりません。

Q2-2 特定地球温暖化対策事業所等か否かの判定は、いつの時点で行うのですか。

A2-2：特定地球温暖化対策事業所等か否かの判定は、取得事業年度の終了の日の現況によります。なお、特定地球温暖化対策事業所等に指定された場合、指定の効力発生日を含む年度終了の日である3月31日までに終了する事業年度は、特定地球温暖化対策事業所等に該当しないものとして取り扱います。

また、取消があった場合は、取消の通知の日以後に終了する事業年度は、特定地球温暖化対策事業所等に該当しないものとします。

3 導入推奨機器

Q3-1 省エネルギー機器であれば、どのメーカーのものでも減免の対象になりますか。

A3-1：東京都が、一定の環境性能を有する省エネ設備として指定した導入推奨機器に限り減免の対象となります。

導入推奨機器は、東京都のホームページ「導入推奨機器」（URL：<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/>）で公表しています。

Q3-2 指定されている導入推奨機器と同等の性能を持つ機器を取得しましたが、型式番号が一致しません。この場合、減免の対象になりますか。

A3-2：指定されている導入推奨機器と型式番号が完全に一致しなければ、たとえ同水準の設備又は色違いの設備であっても、減免の対象なりません。

Q3-3 エアコンディショナーについて、室内機と室外機のセットの型式番号が導入推奨機器に指定されていますが、納品書等は室内機・室外機のそれぞれ個別の型式番号で発行されています。この場合、減免の対象になりますか。

A3-3 : 導入推奨機器と取得した設備が同一のものであれば、減免の対象となります。この場合、当該設備について、個別の型式番号とセットの型式番号の両方が確認できる資料を必ず添付してください。(例:パンフレット、仕様書等)

Q3-4 いつの時点で導入推奨機器に指定されれば良いのですか。

A3-4 : 取得した設備が次のア、イのいずれかに該当している必要があります。

ア 設備の取得時点で導入推奨機器として型番指定されていること。

イ (a) 設備の取得時点で当該設備に係る機器指定の効力が発生^{*}し、かつ、(b) 当該設備を取得した日を含む事業年度の減免申請期限までに型番指定されていること。

* 機器指定の効力発生日については、Q3-5を参照してください。

Q3-5 機器指定の効力発生日について、教えてください。

A3-5 : 効力発生日は、対象設備によって異なります。また、一種類の設備に対して、複数の機器指定の効力発生日が存在する場合があります。

設備の種類		機器指定の効力発生日
空調設備	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機	① 平成21年4月1日 ② 平成22年4月1日*
照明設備	LED 照明器具	平成24年7月1日
	LED 誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）	平成25年7月1日
小型ボイラー設備	小型ボイラー類	平成21年4月1日
再生可能エネルギー設備	太陽光発電システム	平成21年4月1日
	太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステム（水式））	平成22年10月1日
	太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステム（空気式））	平成23年4月1日

* 空調設備について、②より前に設備を取得し、②以後に型番指定されている場合は、以下のような取扱いになるため、注意が必要です。

ア 指定の効力発生日が①である場合・・・減免の対象となります

イ 指定の効力発生日が②である場合・・・減免の対象外です

取得した設備の効力発生日が不明な場合については、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）ヘルプデスク（03-5990-5087）までお問い合わせください。

Q3-6 導入推奨機器の指定が取消された場合の減免の取扱いはどのようになりますか。

A3-6 : 指定取消日の前日までに当該設備を取得している場合に限り、減免の対象となります。

指定取消日は、東京都のホームページ「指定取消機器一覧」(URL : <https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/kiki-torikeshi/>) をご覧ください。

Q3-7 導入推奨機器として型式番号が指定された各設備には、どのような付属設備が含まれますか。

A3-7 : 導入推奨機器として型式番号が指定された各設備の標準的な設備構成を以下に示します。

ア 空調設備

(ア) エアコンディショナー

本体：室外機、室内機、リモコン、本体付属品一式、ワイドパネル

付帯設備：架台、冷媒配管、配線類、支持材

* 同時に設置する換気設備は含みません。

中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税の減免）Q & A（令和7年4月1日改訂版）

このQ&Aは、令和7年4月1日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

* 導入推奨機器として型式番号が指定されている室外機と同時に取得し当該室外機と接続されている室内機については、減免の対象となります。

(イ) ガスヒートポンプ式冷暖房機

本体：室外機、室内機、リモコン、本体付属品一式、ワイドパネル

付帯設備：架台、ガス配管、冷媒配管、配線類、支持材

* 同時に設置する換気設備は含みません。

* 導入推奨機器として型式番号が指定されている室外機と同時に取得し当該室外機と接続されている室内機については、減免の対象となります。

イ 照明設備

(ア) LED照明器具*

本体：照明器具、本体付属品一式

付帯設備：配線類、支持材、スイッチ、人感センサー等

※ LED照明器具は平成24年7月1日以後導入推奨機器に追加

(イ) LED誘導灯器具***

本体：照明器具、本体付属品一式

付帯設備：配線類、支持材、リニューアルプレート、誘導灯用信号装置、中継盤、

光センサー

*** LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は平成25年7月1日以後導入推奨機器に追加

* 照明設備でランプ交換のみの場合は、導入推奨機器に指定されていないため対象外です。

ウ 小型ボイラー設備（小型ボイラー類）

本体：小型ボイラー本体（制御盤含む）、本体付属品一式

付帯設備：架台、配線類、蒸気配管又は冷温水配管（配管中の弁類及び保温材を含む）、
ドレン配管、燃料配管、支持材

エ 再生可能エネルギー設備

(ア) 太陽光発電システム

本体：太陽電池モジュール、本体付属品一式

付帯設備：架台、接続箱、パワーコンディショナー、総発電電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線類、支持材

* 計測システム（パソコン、モニター等）、表示装置は含まれません。

(イ) 太陽熱利用システム

① 液体集熱式

本体：太陽集熱器、本体付属品一式

付帯設備：架台、蓄熱槽*、集熱ポンプ、配管類（補助熱源機器まで）、配線類、支持材

※ 補助熱源機器分離型については、補助熱源機器は減免の対象外です。

補助熱源機器一体型については、補助熱源機器も減免対象となります。

② 空気集熱式

本体：太陽集熱器、本体付属品一式

付帯設備：架台、ダクト類、送風機ユニット、蓄熱層、集熱ポンプ、配管類（補助熱源機器まで）、配線類、支持材

※ 補助熱源機器分離型については、補助熱源機器は減免の対象外です。

補助熱源機器一体型については、補助熱源機器も減免対象となります。

[Q3-8] 設備を取得・設置した時点で、都税事務所に届出をする必要がありますか。

A3-8：設備取得時点での届出は必要ありません。

ただし、減免申請をする際に設備取得等を証するものを提出する必要がありますので、納品書等は破棄せずに保管しておいてください。

詳細はQ8-1を参照してください。

4 対象設備

Q4-1 対象設備を取得しましたが、他の者に貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。

A4-1：対象設備自体を貸し付けている場合は、減免の対象外となります。

したがって、リース会社やレンタル会社のように、対象設備自体を他の者に貸し付けている場合は、当該対象設備が自己の減価償却資産であっても、減免の対象にはなりません。

Q4-2 所有しているビルに省エネ設備を設置し、賃貸スペース（賃貸ルーム等）を個々のテナントに貸し付けています。この場合、減免の対象になりますか。

A4-2：一般的な貸しビルのようにテナントスペースを貸し付け、オーナー自らが当該事業所等に設置されている対象設備を管理保守している場合で、他の減免要件をすべて満たすものは、減免の対象となります。

Q4-3 他の者が使用していた対象設備を譲り受けました。この場合、減免の対象になりますか。

A4-3：設備の取得時において、既に事業又は住宅の用に供されていた設備（いわゆる中古設備等）は、減免の対象なりません。

Q4-4 リースを受けた設備であっても、減免の対象になりますか。

A4-4：原則として、設備を借り受けている場合は、当該設備は減免の対象とはなりません。

ただし、ファイナンスリース取引※により新たに設備のリースを受け、自己の減価償却資産として取り扱う場合で他の減免要件をすべて満たすものは、リースを受けた法人が当該設備を取得したものとして、減免の対象となります（Q4-5参照）。

※ 法人税法第64条の2及び法人税法施行令第131条の2に定めるリース取引をいいます。

Q4-5 法人税法施行令第131条の2第3項の規定により、所有権移転外リース資産につき賃借料として損金経理をした場合は、減免の対象になりますか。

A4-5：法人税法第64条の2の規定によるリース資産（所有権移転外リース資産）について、賃借人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれます。よって、当該所有権移転外リース資産は、自己の減価償却資産となり、他の減免要件をすべて満たすものは、減免の対象となります。

なお、賃借人におけるリース資産の取得価額の算定は、法人税の例によります（法人税基本通達7-6の2-9）。

また、減免申請書の添付書類として、税務署に提出した「減価償却に関する明細書（法人税別表16等）」が必要ですが、法人税法施行令第63条第1項括弧書の規定により減価償却に関する明細書を税務署に提出しなかった場合は、リース契約書等、リース資産の取得価額が分かる資料を減免申請書に添付してください。

Q4-6 一括償却資産や少額減価償却資産も減免の対象になりますか。

A4-6：一括償却資産や少額減価償却資産であっても、自己の償却資産となるもので、他の減免要件をすべて満たすものは、減免の対象になります。ただし、取得価額が10万円未満の設備は、減免の対象なりません。

Q4-7 10万円未満の対象設備を複数設置し、あわせて10万円以上となる場合は減免の対象になりますか。

A4-7：取得価額が10万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します（法人税基本通達7-1-11）。具体的には、税務署に提出した「減価償却に関する明細書（法人税別表16等）」に記載されている取得価額から、減免対象外の設備や対象外の工事費等を除いた取得価額が10万円以上となる場合は、減免の対象になります。

5 取得価額の範囲

Q5－1 設備の取得価額の範囲について教えてください。

A5－1：原則として、減免額の計算の基礎となる設備の取得価額は、法人税法上の有形減価償却資産（※）の取得価額です（法人税法施行令第54条）。ただし、工事費のうち、減免対象にならないものがあります。具体的な範囲は、以下のとおりです

取得価額に含むもの	設備の購入代価、購入手数料、設置費用、旧設備の撤去費用（減価償却資産として計上した場合に限る。）
取得価額に含まないもの	導入推奨機器以外の機器据付工事、同時にを行うブレーカーや分電盤の工事、対象設備の設置場所にあった他の構築物等の除去処分のための工事、原状回復を上回る内装工事、断熱・保温・防水工事等

※ なお、毎年1月1日現在、償却資産を所有している方は、その年の1月末日までに、資産が所在する区にある都税事務所（23区内）に償却資産の申告をする必要があります。

Q5－2 店舗併用住宅に設備を設置し、事務所と住宅の双方で使用している場合の取得価額の範囲を教えてください。

A5－2：事業の用に供される部分のみが減免の対象になりますので、この場合の対象設備の取得価額は、住宅の用に供される部分に相当する価額を除いて計算します。

計算方法は次のいずれかによります。

- ① 床面積やエネルギー使用量等、当該設備の使用状況に照らして社会通念上合理的と認められる基準によるあん分（あん分方式）
- ② 当該設備の取得価額の2分の1（簡易方式）

なお、取得価額が10万円未満かどうかの判断は、あん分後の取得価額により行ってください。

Q5－3 導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）の設置工事と併せて、分電盤の替え工事を行った場合の取得価額の範囲を教えてください。

A5－3：対象設備の取得価額のみが減免の対象になりますので、対象設備の設置費用とその他の工事費用の内訳を明確に区分して減免申請してください。

減免の対象となる設備の範囲については、Q3－7を参照してください。

納品書等の書類は、上記の内訳を明示し、添付してください（Q8－1参照）。

Q5－4 導入推奨機器として指定されたエアコン（対象設備）と、指定のない一般のエアコン（その他の設備）を同時に同一の事業所等に設置した場合の取得価額の範囲を教えてください。

A5－4：対象設備の取得価額のみが減免の対象になりますので、対象設備とその他の設備の取得価額等に区分をして減免申請してください。

納品書等の書類は、上記の内訳を明示し、添付してください（Q8－1参照）。

Q5－5 取得価額の算定における消費税の取扱いについて、教えてください。

A5－5：取得価額の算定は、法人税の例により、法人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した価額により判定します（法人税個別通達「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」）。

取得価額が10万円未満かどうかの判断も、法人税の取扱いと同じ税抜経理方式又は税込経理方式を適用して算定した取得価額により行ってください。

6 減免を受けられる事業年度と減免額

Q6-1 どの事業年度の事業税額から減免するのですか。

A6-1：原則として、取得事業年度の事業税額から減免します。ただし、対象設備を取得した事業年度と事業の用に供した事業年度が異なる場合は、事業の用に供した事業年度の事業税額から減免します（減免しきれない額（減免未済額）がある場合は、Q6-3を参照してください。）。

なお、減免制度は、令和13年（2031年）3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用されます。

Q6-2 減免を受けられる申告の種類を教えてください。

A6-2：確定申告についてのみ減免申請を行うことができます。ただし、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び解散後の事業年度を除きます。

したがって、予定申告や仮決算に基づく中間申告、修正申告、清算予納申告、残余財産分配等予納申告、清算確定申告、解散後の確定申告については、減免の対象となりません。

Q6-3 当期に対象設備を導入しましたが、欠損のため当期の事業税額がありません。翌事業年度の税額から減免を受けることは可能ですか。

A6-3：欠損又は欠損金繰越控除により、取得事業年度に事業税額がない場合であっても、翌事業年度等※の事業税額から減免を受けることができます（ただし、取得事業年度に東京都への法人事業税の申告納付義務がない場合は、除きます。）。

実際の手続については、Q8-1「注意事項」アを参照してください。

※ 「翌事業年度等」とは、当該事業年度終了の日後、1年以内に開始する各事業年度をいいます。

Q6-4 減免額の計算はどのように行うのですか。

A6-4 : 一年決算の法人の場合、以下のように計算します。

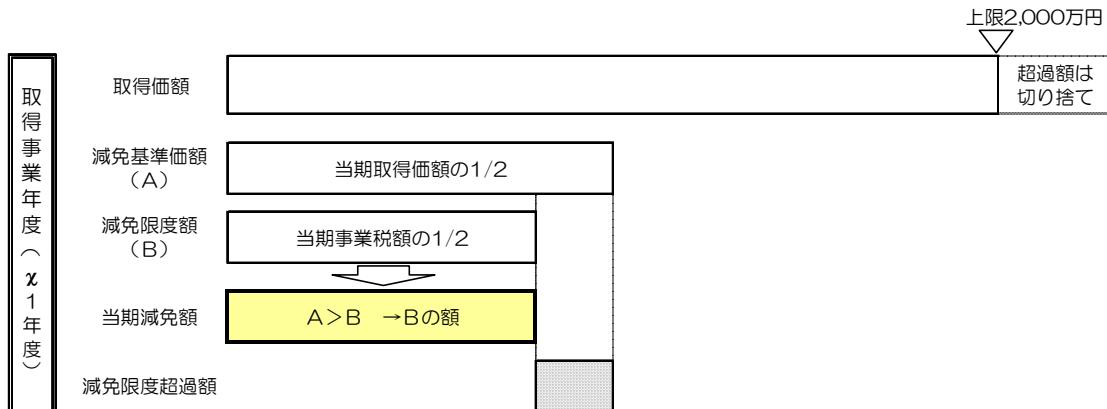
減免を受ける事業年度中に事業の用に供した対象設備の取得価額の合計額（2,000万円を限度）の1/2相当額（減免基準価額）を事業税額から減免します。

ただし、当該事業年度に減免できるのは、当該事業年度の税額の1/2（減免限度額）までとなります。

（下記図解参照）

●減免額

減免基準価額 > 減免限度額 の場合 → 「減免限度額」相当額
減免基準価額 ≤ 減免限度額 の場合 → 「減免基準価額」相当額



＜計算例：x1年度の場合＞

対象設備取得価額	2,800万円
事業税額	1,400万円

●減免基準価額

取得価額2,800万円のうち、2,000万円を超える金額（800万円）は切り捨てます。

$$2,000\text{万円} \times 1/2 = 1,000\text{万円}$$

●減免限度額

$$1,400\text{万円} \times 1/2 = 700\text{万円}$$

●減免（申請）額

減免基準価額>減免限度額であるため、減免限度額相当額がx1年度の減免額となります。

よって、減免額は、700万円

減免限度額を超える金額（減免限度超過額）

$$1,000\text{万円} - 700\text{万円} = 300\text{万円}$$

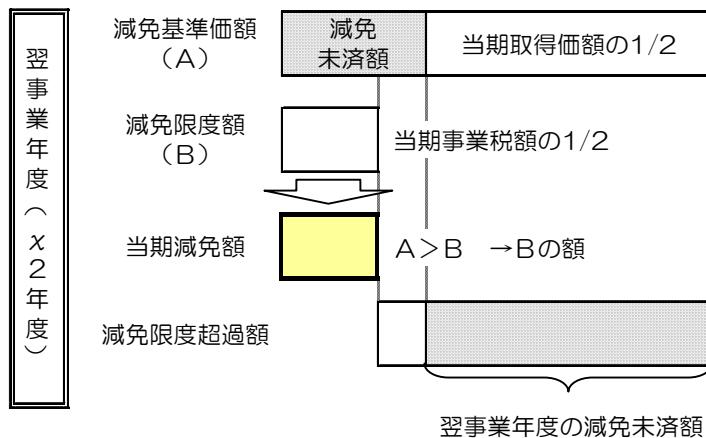
減免しきれなかった金額は、翌事業年度（x2年度）においてのみ、減免未済額として減免対象となります。

Q6-5 取得事業年度に減免しきれなかった額を含め、翌事業年度の減免額の計算はどのように行うのですか。

A6-5：一年決算の法人の場合、以下のように計算します。

○減免基準額は、前事業年度（x1年度）に減免しきれなかった金額（減免未済額）（前事業年度に減免申請をしているものに限ります。）を加えた額とします。ただし、翌事業年度（x2年度）の事業税額の1/2（減免限度額）を限度として減免します。

○翌事業年度（x2年度）の終了の日に、中小企業者ではなくなっていた場合は、減免の対象外になります。中小企業者の判定については、Q1-1を参照してください。



«計算例：Q6-4の翌事業年度（x2年度）の場合»

対象設備取得価額	2,000万円
事業税額	400万円
前期（x1年度）の減免しきれなかった額（減免未済額）	300万円

●減免基準額 $2,000\text{万円} \times 1/2 = 1,000\text{万円}$ に 300万円を加えた 1,300万円

●減免限度額 $400\text{万円} \times 1/2 = 200\text{万円}$

●減免（申請）額

減免基準額 > 減免限度額であるため、減免限度額相当額が x2 年度の減免額となります。
よって、減免額は、200万円

減免限度超過額 $1,300\text{万円} - 200\text{万円} = 1,100\text{万円}$

上記の 1,100 万円のうち、翌々事業年度（x3年度）において減免対象となる金額（減免未済額）は、直近 1 年間分の 1,000 万円です。

Q6-6 減免決定後に更正・修正申告により事業税額が変更した場合、減免額も変わりますか。

A6-6：減免額は、当初の減免申請書に記載された金額を限度として決定します。

増額更正・修正申告により事業税額が増加した場合であっても、減免額は増加しません。

一方、減額更正により事業税額が減少した場合は、減少した事業税額を基に減免額を再計算した結果により、減免決定額を減額します。

Q6-7 事業年度の月数が 12 月に満たない場合、減免限度額等は月数あん分するのですか。

A6-7：減免額の計算上、次の 2 種類の上限値を設定していますが、事業年度の月数が 12 月に満たない場合であっても、月数按分計算は要しません。

- ① 当該事業年度中の設備の取得価額の上限値・・・2,000万円
- ② 減免限度額・・・当該事業年度の事業税額の 1/2

中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税の減免）Q & A（令和7年4月1日改訂版）

このQ & Aは、令和7年4月1日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

Q6-8 減免申請をした事業年度は、減免申請額を除いた事業税額を納付すればよいですか。

A6-8：減免は、申請内容を確認した後に決定します。したがって、減免を受けようとする事業年度であっても、減免前の税額の全額を納付する必要があります。

確認の結果、申請のあった額の全部又は一部を減免することとした場合は、減免決定の通知又は一部減免決定の通知を行うとともに、既に納付のあった事業税額より、減免相当額を還付します。

なお、減免の決定・不許可の通知及び還付は、申請から4~5ヶ月程度かかります。

7 減免と地球温暖化対策報告書等の提出

Q7-1 減免を受けるために、提出すべき地球温暖化対策報告書等の種類を教えてください。

A7-1：減免を受けるためには、以下のとおり、前年度のエネルギー使用量により、「地球温暖化対策計画書」「特定テナント等地球温暖化対策計画書」「地球温暖化対策報告書」のいずれか（以下「報告書等」といいます。）を提出する必要があります。

大規模事業所	特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、 前年度エネルギー使用量が3年連続1,500kWh以上		 CO2総量削減義務 『地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務	減免対象外		
	指定地球温暖化対策事業所 前年度エネルギー使用量が1,500kWh以上					
	特定テナント等事業者 指定地球温暖化対策事業所における 年間電気使用量が600万kWh以上 又は床面積5,000m ² 以上のテナント事業者					
指定「相当」事業所	特定地球温暖化対策事業所「相当」事業所 3年連続エネルギー使用量が1,500kWh以上で、 <u>中小企業者等が1/2以上所有する事業所</u>		 『地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務	減免対象外		
	指定地球温暖化対策事業所「相当」事業所 前年度エネルギー使用量が1,500kWh以上で、 <u>中小企業者等が1/2以上所有する事業所</u>		 『地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務			
	特定テナント等事業者 指定地球温暖化対策事業所における 年間電気使用量が600万kWh以上 又は床面積5,000m ² 以上のテナント事業者		 『特定テナント等地球温暖化対策計画書』の作成・提出義務 (指定事業者経由)			
中小規模事業所	上記以外	複数の事業所等の設置 前年度エネルギー使用量(合算)が 3,000kWh以上	 『地球温暖化対策報告書』の作成・提出義務	減免対象(※)		
		前年度エネルギー使用量が1,500kWh未満 (上記以外)	 『地球温暖化対策報告書』の任意作成・提出			

- ※ 特定地球温暖化対策事業所及び地球温暖化対策事業所「相当」事業所内のテナントは、減免の対象外です。
- ※ 詳細は、環境局ホームページを参照してください。

Q7-2 報告書等を提出すべき年度、提出先、提出期限を教えてください。

A7-2：前年の4月1日から3月31日までの取組みについて、それぞれの提出先（東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）等）へ提出します（特定テナント等事業者の場合は、指定地球温暖化対策事業者を経由して提出します。）。提出期限は、以下の報告書等の区分のとおりです。

区分	提出期限
地球温暖化対策計画書	毎年度11月末日 (ただし、指定地球温暖化対策事業所に指定された年度は、指定の日から90日後と11月末日のいずれか遅い日)
特定テナント等地球温暖化対策計画書	
地球温暖化対策報告書	<報告書の提出が義務となる事業者の場合> 毎年度8月末日 <報告書の提出が任意となる事業者の場合> 毎年度12月15日

* 詳細は、環境局ホームページを参照してください。

Q7-3 減免を受けるためには、どの年度の報告書等を提出していればよいですか。

A7-3：減免申請をする時点で、提出期限がすでに到来している報告書等のうち、直近の年度のものを提出している必要があります。

ただし、直近の報告書等を提出していない場合であっても、その翌年度の報告書等を減免申請期限までにそれぞれの提出先（東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）等）に提出すれば、直近の報告書等が提出されているものとして取り扱います。

報告書等の提出期限に間に合わなかった場合の取扱いについては、主税局課税部法人課税指導課（TEL 03-5388-2963）までお問い合わせください。

【地球温暖化対策報告書（任意提出者の場合）】

減免申請期限	提出すべき報告書の提出期限
令和7年4月1日から 令和7年12月15日までの法人	次のいずれかを提出 ・令和6年12月15日 (R5.4.1～R6.3.31分) ・令和7年12月15日 (R6.4.1～R7.3.31分)
令和7年12月16日から 令和8年3月末日までの法人	令和7年12月15日 (R6.4.1～R7.3.31分)

【地球温暖化対策報告書（義務提出者の場合）】

減免申請期限	提出すべき報告書の提出期限
令和7年4月1日から 令和7年8月末日までの法人	次のいずれかを提出 ・令和6年8月末日 (R5.4.1～R6.3.31分) ・令和7年8月末日 (R6.4.1～R7.3.31分)
令和7年9月1日から 令和8年3月末日までの法人	令和7年8月末日 (R6.4.1～R7.3.31分)

【地球温暖化対策計画書・特定テナント等地球温暖化対策計画書の場合】

減免申請期限	提出すべき計画書の提出期限
令和7年4月1日から 令和7年11月末日までの法人	次のいずれかを提出 ・令和6年11月末日※ (R5.4.1～R6.3.31分) ・令和7年11月末日※ (R6.4.1～R7.3.31分)
令和7年12月1日から 令和8年3月末日までの法人	令和7年11月末日※ (R6.4.1～R7.3.31分)

※ 指定地球温暖化対策事業所に指定された年度は、指定の日から90日後と11月末日のいずれか遅い日。

中小企業者向け省エネ促進税制（法人事業税の減免）Q&A（令和7年4月1日改訂版）

このQ&Aは、令和7年4月1日現在の条例、中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱、その他の制度に基づいて作成しています。

Q7-4 報告書等の提出対象とならない事業所等である場合、減免申請には何を添付したらよいですか。

A7-4：「地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合の書類」（法人事業税減免様式その3）に必要事項を記載し、減免申請書に添付してください。

報告書等の提出対象にならない事業所等とは、下表の5つの場合をいいます。

地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合	
① 新設された事業所等の場合	
	新設された事業所等であって、当該新設の日を含む報告書等の作成対象となる環境確保条例に定める年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の報告書等の環境局への提出期限が減免申請期限後となる事業所等
② フランチャイズ加盟店の事業所等の場合	
	環境確保条例第8条の23第1項に規定する連鎖化事業の加盟店の設置する事業所等のうち、連鎖化事業を行う者が同項に規定する報告書を提出した事業所等
③ 年度途中の譲渡等があった指定地球温暖化対策事業所の場合	
	年度途中での譲渡等により、地球温暖化対策計画書の提出義務者が変更後の所有者となつたため、地球温暖化対策計画書を提出しないこととなった当該変更前の所有者等に係る当該事業所等（譲渡前の年度につき、変更前の所有者が地球温暖化対策計画書を提出すべき事業所等を除く。）
④ 事業所等が信託財産である場合	
	法人税法第12条第1項の規定により、事業所等に設置した対象設備が信託の受益者の資産とみなされる場合であって、信託の受託者が報告書等を提出することとされている事業所等（信託の受益者が当該事業所等の使用者又は転貸者であるため、地球温暖化対策報告書の提出の対象となる事業所等を除く。）
⑤ 欠損等の特例による減免申請を行う場合で、廃止後長期間経過した事業所等の場合	
	欠損等の特例による減免申請を行う場合で、減免申請期限前の直近の提出期限に係る報告書等の対象年度の開始日より前に廃止した事業所等

Q7-5 減免を受けるためには、どの事業所等の報告書等を提出していればよいですか。

A7-5：対象設備が設置された事業所等の報告書等を提出している必要があります。

8 減免申請手続

Q8-1 減免申請の手続や添付資料について教えてください。

A8-1：下表のとおりです。

減免申請期限	減免申請を行う事業年度の法人事業税の申告納付期限 (申告期限の延長承認を受けている場合は、延長後の申告納付期限)
提出先	所管都税事務所・支庁の法人事業税 担当
提出書類	減免申請書（都税条例施行規則第38号様式（甲））
添付資料	<p>ア 減免額の計算書（法人事業税減免様式その1）</p> <p>イ 減免対象設備の明細書（法人事業税減免様式その2、その2の2）</p> <p>ウ 対象設備が設置された事業所等について、受付印が押印された以下のいずれかの提出書 ※の控の写し（オンライン提出の場合は収受年月日が確認できる画面を印刷したもの）</p> <p>　　地球温暖化対策計画書提出書</p> <p>　　地球温暖化対策報告書提出書</p> <p>　　特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書</p> <p>エ 対象設備が導入推奨機器であることがわかるもの (例：東京都ホームページの対象機器検索画面における当該設置した機器が掲載されている画面のハードコピー、納品書、保証書、工事図面)</p> <p>＊ エアコンディショナーについて、室内機と室外機のセットの型式番号が導入推奨機器に指定されている一方で、納品書等が室内機・室外機のそれぞれ個別の型番で発行されている場合は、導入推奨機器と取得した設備が同一のものであることが分かる資料を必ず添付してください。（例：パンフレット、仕様書等）</p> <p>オ 対象設備の設置場所が事業所であることがわかるもの ＊ 住宅の用に供していないことがわかるものを提出してください。 (例：不動産登記事項証明書、図面、外観及び事業所内部の写真)</p> <p>カ 対象設備の取得日、事業の用に供した日がわかるもの (例：納品書、領収書、固定資産台帳の該当部分の写し)</p> <p>キ 取得価額がわかるもの（例：納品書、領収書） ＊ 「〇〇工事一式」等として、納品書および領収書が発行されている場合には、取得設備の種類・台数、工事内容等の内訳が分かるものも提出してください。</p> <p>ク 中古設備等ではないことがわかるもの（例：保証書）</p> <p>ケ 税務署に提出した減価償却資産の明細書の写し（法人税別表16(1)、(2)、(4)、(7)、(8)） ＊ 当該設備が含まれている欄に、印を付けてください。</p> <p>コ リース契約書</p> <p>サ その他、申請事項を証する書類</p> <p>※ 減免申請期限前の直近の報告書等に係る提出書を添付してください。 なお、報告書等の提出対象とならない事業所等については、Q7-4を参照してください。</p>
注意事項	<p>ア 取得事業年度が欠損等により法人事業税額がない場合は、減免申請は不要です。この場合、翌事業年度等において取得事業年度に係る減免限度超過額に基づく減免申請を行う際に、取得事業年度に係る減免申請も併せて行います。</p> <p>イ 減免を受けようとする事業年度であっても、減免前の税額の全額を納付する必要があります。詳細は、Q6-8を参照してください。</p> <p>ウ 減免申請書及び明細書等の各種様式は、主税局ホームページに掲載しています。</p>

Q8-2 減免未済額がある場合は、翌事業年度等で減免申請を行わなくても、減免を受けることができますか。

A8-2：減免未済額については、減免事業年度の終了の日後、1年以内に開始する各事業年度において、減免申請することができます。この場合、減免を受けようとする事業年度の確定申告書の提出期限までに、減免申請書を提出する必要があります。減免申請を行わなかった場合は減免できません。

Q8-3 減免未済額の減免申請を行う場合の添付資料について教えてください。

A8-3：減免未済額の減免申請を行う場合は、減免申請を行う事業年度分のQ8-1表中のア及びウを添付してください。さらに、取得事業年度が欠損等により法人事業税額がなかったため減免申請を省略している場合は、取得事業年度分のQ8-1表中のア、イ及びエからサも併せて添付してください。

Q8-4 前事業年度で対象設備を取得したのですが、減免申請を行っていません。今期、減免申請することはできますか。

A8-4：減免申請期限（減免を受けようとする事業年度の確定申告書の提出期限）までに減免申請を行っていない場合は、減免できません。また、減免未済額として、翌事業年度等で減免申請をすることもできません。

ただし、対象設備を取得した事業年度の事業税額が〇である場合には、取得事業年度において減免申請をする必要がありませんので、その場合には、取得事業年度で減免申請を行っていなくても、翌事業年度等で減免未済額として減免申請することができます。（取得事業年度の事業税額が〇である場合についてはQ6-3を参照してください。）

⑨ その他

Q9-1 他の優遇措置と同時に減免を受けることは可能ですか。

A9-1：法人税における特別償却又は特別控除の適用を受けている場合や、国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合であっても、この減免制度の適用を受けることは可能です。

ただし、都の助成を受けた設備についてはこの減免の対象なりません。

Q9-2 補助金等の交付を受け、圧縮記帳を行っている場合、当該対象設備の取得価額の計算方法はどうになりますか。

A9-2：補助金等の交付を受け、当該対象設備について法人税法第42条の規定による圧縮記帳を行っている場合は、圧縮後の取得価額が当該対象設備の取得価額となります。

Q9-3 減免を受けた事業年度の修正申告書の書き方について教えてください。

A9-3：減免決定を受けた法人が修正申告書を作成する場合、「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄は、減免額を含めた税額を記入してください。

Q9-4 減免を受けた事業年度の翌期の予定申告の方法について教えてください。

A9-4：予定申告の税額の算出方法は以下のとおりです。

ア 減免申請の対象となった事業年度（以下「減免事業年度」といいます。）の翌事業年度開始の日以後6月を経過した日※1の前日までに減免決定を受けた場合

　減免事業年度の減免決定後の法人事業税額を、減免事業年度の月数で除して得た額に、中間期間の月数※2を乗じて得た額に相当する額の法人事業税額

イ 減免事業年度の翌事業年度開始の日以後6月を経過した日※1以後に減免決定を受けた場合

　減免事業年度の減免決定前の法人事業税額を、減免事業年度の月数で除して得た額に、中間期間の月数※2を乗じて得た額に相当する額の法人事業税額

※1 通算子法人の場合は、当該翌事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日

※2 翌事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までの月数

　通算子法人の場合は、翌事業年度開始の日から当該開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までの月数